

台風15号による降雨及び強風被害の事後対策について（第二報）

令和元年9月20日

農林水産部担い手支援課

令和元年9月9日に、本県に上陸した台風第15号により県内各地で降雨・強風、停電による被害が発生しました。

つきましては、被害に係る事後技術対策（第二報）を送りますので、技術指導業務の参考にしてください。

1 施設等

- (1) 破損した場合は、速やかに補修を行う。
- (2) ハウス内に雨水が流入した場合は、水が引いた後にベッドを整形するとともに中耕する。
- (3) 多湿により病気が発生しやすくなるので、防除指針に従い殺菌剤を散布する。
また、根の活性が低下するなど薬害が発生しやすい状態にあるので気をつける。
- (4) 発生が予想される病害
 - ア 施設野菜
 - (ア) イチゴ 炭そ病 等
 - (イ) トマト すすかび病、葉かび病、疫病 等
 - (ウ) キュウリ べと病 等
 - (エ) インゲン 菌核病、灰色かび病 等
 - (オ) 共通 細菌性病害
 - イ 施設花き
 - (ア) シクラメン 炭そ病、灰色かび病、葉腐れ細菌病 等
 - (イ) ベゴニア 斑点細菌病 等
- (5) 屋根材のガラスが割れた場合は、散らばったガラスをきれいに拾い集めるとともに、葉物などでは破片が異物混入となるので、ガラスの落ちた周囲のものは出荷しない。
- (6) 停電などにより天窓の開閉が困難な場合、閉めたままではハウス内気温が上昇するため、遮光ネットを展張するなどして降温に努める。また、天窓を開放したままの場合、降雨の吹込みによる汚れや病害の発生が懸念される。手動でもできる限り開閉調節を実施する。
- (7) 電源復旧により漏電火災が生じる可能性があるため、急な復旧に備えてブレーカーを落とし、断線等を確認しておく。
- (8) トマトでは、しばらくかん水していない状態から、一気に多量のかん水を行うと裂果する恐れがあるので、少量ずつかん水し、様子を見ながら徐々にかん水量を

増やす。

- (9) キュウリ・ナス・ピーマンでは、しばらくかん水していなくても、トマトのように障害は出にくいので、普通にかん水する。通路が乾いていれば、通路に散水し、十分に湿らせる。
- (10) 交配用ミツバチ・マルハナバチは、高温に弱いので、巣箱を覗いて異常がないか確認し、数が少なくなっている場合は新たに購入する。

2 露地野菜

- (1) 土砂が流入したほ場では次作に向けて流入土が作土と混ざるように深耕する。また、堆肥等の施用により物理性の改善を図る。
- (2) 栽培中の作物では、土壌の表面が乾いてきたら、追肥用化成などを用いて追肥を行い、軽く中耕を行うことにより、生育の回復を促す。
- (3) ネギが倒伏した場合は、丁寧に起こす。また、襟首まで埋まった株は、早急に掘り出す。倒伏からの回復具合を観察し、株元が曲がったまま土壌が固まっている場合は株元の土壌を三角ホー（草なぎ）などで崩してから手直しする。年内収穫を計画している圃場で、倒伏が継続している場合は手直しする。
- (4) ダイコン、コカブ・コマツナ等で発芽前の種子が流されたり、発芽直後で損傷の激しい場合は、速やかにまき直しを行う。
- (5) キャベツでは、育苗中や定植直後での大きな被害で播き直す場合には、秋冬どりに間は間に合わない（抽台する）ので、秋播き春どりの播種適期（温暖地で9月下旬以降、一般地で10月中旬以降）まで待ってから播種する。また、ダイコンマルチ栽培等での代替も考慮する。
- (6) ブロッコリーでは、生長点の確認をし、現時点で葉の展開が再開しはじめた株は追肥で生育を促す（収穫時期は遅れる）。葉が展開していても生長点が欠損している場合は側枝が伸びてくるのを待つことになるので植え替えることも検討する。
- (7) 冠水したほ場のサツマイモは、掘り上げた後、軒下等に仮置きし、腐敗や傷みがないか確認してから出荷する。
- (8) 貯蔵や予冷中の一時的な停電により、腐敗や傷みが発生している可能性があるため、品質をよく見極めてから出荷する。
- (9) 栽培中の作物には(10)の病気が発生しやすいので、防除指針に従い殺菌剤を散布し病気の予防に努める。根の活性が落ちるなど、薬害が発生しやすい状態があるので気をつける。
- (10) 発生が予想される病害
 - ア キャベツ べと病、菌核病、黒腐病 等
 - イ ブロッコリー 軟腐病、花蕾腐敗病、べと病 等
 - ウ ダイコン 黒腐病、黒斑細菌病等
 - エ ネギ べと病、黒斑病、葉枯病、白絹病、小菌核腐敗病 等
 - オ ニンジン 黒葉枯病 等
 - カ サトイモ 疫病 等

キ ヤマトイモ	葉渋病、炭そ病 等
ク 葉菜類	べと病 等
ケ 共通	細菌性病害

3 果樹

(1) ナ シ

- ア 葉の損傷の激しい園では、輪紋病の多発生が予想されるため、防除指針に従いできるだけ早く殺菌剤を散布する。
- イ 落果した果実は早めに処分する。
- ウ 枝折れが発生した場合は、その基部から切除し、切り口にトップジンMペーストを塗布する。
- エ 落葉が激しい場合、不時開花が起こって花芽数が不足する懸念がある。また、不時開花まで至らなくても芽の耐凍性が低下してぼけ芽が増えたり、花芽の充実が不十分になったりする場合がある。特に腋花芽は充実不足による影響が出やすいため、せん定の程度を軽くし、側枝の更新は控えて充実した花芽の確保に努めるとともに、翌年に側枝の更新が出来るよう予備枝を多めに配置する。

(2) イチジク、キウイフルーツ、ブドウなど

- ア 葉の損傷の激しい園では、防除指針に従い殺菌剤を散布し、病害感染を予防し葉を健全に保つようにする。
- イ 傷害果等は早急に園外に持出し処分する。
- ウ キウイフルーツの場合、かいよう病の発生園では、特に蔓延に注意をする。

(3) 果樹全般

- ア 樹が倒伏したものは、無理のない範囲で徐々に起こし、土寄せし支柱を立てる。
- イ 園の排水に心がけ、滞水した場合は速やかに排水を図る。
- ウ 多目的防災網の防風ネットが破損した園では、ただちに修理し、次の災害に備える。
- エ 収穫期を控えた果樹は、農薬散布を実施する場合は特に収穫前使用基準に注意する。
- オ 倒伏などで根に損傷を受けた場合や落葉が激しい場合は礼肥や基肥の施用を減らし、翌年の生育状況を見て追肥で調節する。

4 施設・露地花き

- (1) 風により折れた枝や株は整理し、倒伏した切り花類は枝の曲がらないうちに無理のない範囲で早く立て直し土寄せする。
- (2) 茎葉の折損部からの病害侵入を防ぐため、防除指針に従い殺菌剤の散布を行う。
- (3) 育苗中のものや定植直後のもので冠水強風被害を受けた場合、速やかに汚れを洗い流し、回復に努める。なお、回復の見込みがない場合は、除去し、苗があれば定植し直すか、再度播種準備を行う。
- (4) 数時間滞水した苗物や鉢物は、速やかに汚れを洗い流し、その後乾燥ぎみに管理する。また、多湿により病気が発生しやすくなるので、防除指針に従い殺菌剤を散布する。
- (5) 施設花きの場合、台風前後の密閉によりハウス内の湿度が上昇するため、病害の

- 多発生が懸念される。開花前であれば、必ず殺菌剤等を数回散布する。
- (6) ビニールや遮光資材で被覆し、強い光や降雨から植物を守る。
 - (7) 花き電照栽培等では、電照やタイマー、冷蔵庫など電気設備の再点検を行う。
(特に停電後の通電時)
 - (8) 生育停滞がみられる場合、根痛みが懸念されるので、草勢を回復するため、液肥の葉面散布や灌注を行う。液肥を灌注する場合は濃度を下げる。
 - (9) 灌水不足によって、葉の黄化や下葉の枯れ上りが発生する可能性が高いので、できる限り早めに灌水を実施するとともに、黄化葉を除去し、新葉の発生を促し、灰色かび病の発生を防ぐ。
 - (10) 植木類
 - ア 台風で倒伏しているものは、立て直し生育を確保する。
 - イ 生育を回復させるためにリン酸やカリの多い緩効性肥料（140 日タイプ）を施用するか、液肥を葉面散布する。
 - ウ 特に苗木類に対して乾燥害を防ぐために、日陰地への移動や遮光資材がある場合、遮光を行い乾燥障害を最小限にする。
 - エ 今後、樹勢の低下により細菌病、糸状菌病等の病害が発生しやすくなるため、防除指針に従い薬剤を散布し病気の予防に努める。

5 水稻

- (1) 倒伏、冠水による穂発芽等の品質低下を防止するため、滞水の排水を図る。
- (2) 倒伏した稲は、穂発芽等が懸念されるため、多少早めでも収穫するよう努める。
- (3) 滞水期間の長いほ場の稲は、他ほ場の稲とは区別して収穫、乾燥し、全体の品質を下げないようにする。
- (4) 収穫を始める前に水田内の飛来物がないか安全をよく確認してから実施する。

6 大豆

- (1) 湿害を回避するため、水田転換畑等では、排水溝を確実に排水路につなげる事や、畦畔を切る等で一刻も早く排水を図る。
- (2) 茎葉の損傷や浸水による植物体の衰弱により、紫斑病などの病害が発生しやすくなっているので、防除指針に従い殺菌剤を散布して病気の予防に努める。

7 落花生

- (1) 台風後に黒渋病が発生しやすいので、よく観察し、必要に応じて防除指針に従い殺菌剤を散布する。
- (2) 茎葉の傷みにより、収穫時に落ち実が多くなることが予想される。また、「ナカテユタカ」や「Qなっつ」などの立性品種は株の倒伏とともに、圃場周辺の莢が露出し、時間がたつと変色莢が多くなる。このため、収穫にあたっては、適期収穫を心がける。

8 畜産

(1) 畜舎及び家畜

ア 畜舎、牧柵、防鳥ネット等の施設に破損、汚損がないか確認し、必要に応じて補修、洗浄、消毒を行うよう努める。飲水に適した水の給与や飼養家畜の健康観察など、家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）に基づく飼養衛生管理基準に沿った衛生管理を徹底し、家畜の伝染性疾病の発生予防措置を講じるよう努める。

イ 倒伏の影響等により、品質が低下した飼料を給与する場合は、栄養価、嗜好性等にも配慮し、家畜の生産性が低下することのないように注意する。

ウ 保管している飼料が冠水等の被害を受けた場合には、当該飼料の家畜への給与は中止する。

(2) 飼料作物及び稲わら

ア 冠水や浸水等の被害を受けたほ場においては、速やかな排水に努めること。

イ 収穫期前の飼料作物は、降雨によるほ場の軟弱状況を十分確認し、今後の機械による収穫作業に向けてほ場の地盤固めに努める。

ウ 収穫期にある飼料作物は、天候の回復後に収穫を行うよう努め、トウモロコシ等の長大作物が倒伏した場合は、品質低下を防ぐため、天候の回復後、速やかに収穫を行うよう努める。

エ 稲わらの収穫を行う場合は、天候の回復後、乾燥させた後、土汚れ等が無いことを確認した上で飼料に用いるよう努める。